

平成 30 年度

事業報告書

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本精神科病院協会

目 次

公益目的事業 精神保健医療福祉の向上に関する事業

〔１〕 精神保健医療福祉に関する調査研究及び資料収集事業	1
〔２〕 精神保健医療福祉従事者の人材育成及び教育研修事業	3
〔３〕 精神保健医療福祉に関する普及及び啓発事業	11
〔４〕 災害時における精神保健医療福祉に関する支援事業	13
事業報告付属明細書	15

公益目的事業 精神保健医療福祉の向上に関する事業

〔１〕精神保健医療福祉に関する調査研究及び資料収集事業

(1) 趣旨（目的）

精神保健医療及び福祉ならびに精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設に関する調査研究を通して、これらの分野における発展向上をめざし、精神保健医療及び福祉に携わる者ならびに精神疾患を有する者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

A) 病院及び施設における精神保健医療福祉の現況分析に関する調査・研究事業

総合調査等の実態調査を行うことで精神科医療の在り方を研究し、今後の医療制度の問題点への指摘・提言できるデータを作成し、精神保健医療福祉の向上を目指す。また、厚生労働科学研究費補助金事業をはじめとした国庫補助金事業などによる調査を実施する。

平成 30 年度実施の調査は下記のとおりである。

- 1) 平成 30 年度日本精神科病院協会会員名簿調査
- 2) 平成 30 年度日本精神科病院協会総合調査
- 3) 平成 30 年度診療報酬改定影響調査
- 4) 認知症患者の身体合併症治療に関する調査
- 5) 認知症疾患医療センターへのアンケート
- 6) 認知症患者の退院（所）・転帰に関する調査（厚生労働省補助事業）

B) 精神保健医療福祉に関する資料収集事業

精神保健医療福祉に関する課題について、国内外の資料を収集し、課題の解決に向け関係官公庁やその他関係団体等に資料を提供し、政策等に反映されるよう協議をすることにより不特定多数の者の利益に寄与することを目的とする。

精神保健医療福祉に関する種々の課題に対して資料収集及び作成に際し、下記の検討を行った。

- 1) 精神保健福祉法見直しに関する対応
- 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての検討
- 3) 精神科病院における機能分化についての検討
- 4) 厚生労働省等の開催する検討会への参画
- 6) 地域精神医療サービス等に関する検討
- 7) 平成 31 年度厚生労働省予算概算要求に関する要望の実施
- 8) 精神保健福祉資料（630 調査）の実施に関する声明文の実施

- 9) 将来ビジョンの進捗状況確認
- 10) 平成 30 年度診療・介護報酬同時改定への対応
- 11) 2020 年度診療報酬改定に向けての活動
- 12) 診療報酬改定による精神科病院の経営等影響に対する調査分析の活動
- 13) 診療報酬改定による精神科病院の経営等影響に対する調査分析の活動
- 14) 病院団体の開催する診療報酬に関する会議への参画
- 15) データ提出加算に係る対応
- 16) 消費税 10%引き上げ（平成 31 年度診療報酬改定）に伴う対応
- 17) レビュー活動の普及推進
- 18) 税制改正要望及び政府予算要望の取りまとめ
- 19) 診療報酬改定・介護報酬改定への対応
- 20) 医療従事者確保に関する検討
- 21) 精神科チーム医療への対応
- 22) 会員病院とその附属施設等における人員調査の継続と精査
- 23) 医療従事者等の働き方、勤務環境の検討

〔2〕精神保健医療福祉従事者の人材育成及び教育研修事業

(1) 趣旨（目的）

精神疾患を有する者に対する医療・福祉・保護等にあたり、精神保健医療福祉に従事する者に対し、患者の基本的人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識の向上を図るため、人材育成ならびに教育研修を実施することで、精神科医療の質の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

A) 精神医療保健福祉の向上を目的とした研修会開催事業

精神科医療従事者が専門的知識を研鑽する為、精神疾患の診断・治療技術の向上及び患者の基本的人権や個人情報の保護など基礎的かつ医学的知識などについて研修会を行い、国民の精神保健の向上を目的とする。

平成 30 年度実施の研修会は下記のとおりである。

- 1) 精神科薬物療法に関する研修会
- 2) 精神科病院理事長等研修会
- 3) 全国認知症疾患医療センター連絡協議会/地域精神医療フォーラム
- 4) 認知症に関する研修会
- 5) 医療安全管理者養成研修会
- 6) 看護管理者講習会
- 7) 平成 30 年度精神科医療体制確保研修事業 精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修（厚生労働省補助事業）
- 8) 公認心理師現任者講習会
- 9) 認知症に関する看護研修会
- 10) 認定栄養士研修会
- 11) 認知行動療法研修会
- 12) 精神科医のための身体合併症講習会

B) 日本精神科医学会学術教育推進制度事業

日頃の研鑽の結果の研究や意見、その他臨床に密接な事柄について発表する学際的な多種職による学術大会等の開催や、精神保健指定医研修会や精神保健判定医等養成研修等の実施を行う。また、精神科医療従事者向けの通信教育を実施する。

ア. 日本精神科医学会学術大会・各部門別研修会等

- 1) 第 7 回日本精神科医学会学術大会（北信越地区）・各部門別研修会の検討
- 2) 第 7 回日本精神科医学会学術大会（北信越地区）での一般演題の会長賞・奨励賞の選考
- 3) 第 6 回日本精神科医学会学術大会（中国・四国地区）抄録集発行

4) 次年度日本精神科医学会学術大会・各部門別研修会地区との打合せ

第7回日本精神科医学会学術大会・部門別研修会の実施

学術大会 北信越地区（長野県）：平成30年10月4日（水）～5日（木） 1,235名

看護部門（東京都）：平成30年5月31日（木）6月1日（金）

インターコンチネンタル東京ベイ 172名

事務部門（鹿児島県）：平成30年7月19日（木）～20日（金）

城山観光ホテル 353名

PSW部門（福岡県）：平成30年8月9日（木）～10日（金）

ANAクラウンプラザホテル福岡 251名

作業療法士部門（岩手県）：平成30年9月13日（木）～14日（金）

いわて県民情報交流センターアイーナ 113名

栄養士部門（大阪府）：平成30年10月25日（木）～26日（金）

ホテルアウィーナ大阪 131名

薬剤師部門（兵庫県）：平成30年11月8日（木）～11月9日（金）

ANAクラウンプラザホテル神戸 161名

イ. 精神保健指定医研修会

精神保健指定医制度は、昭和62年の精神保健法の成立により発足し、精神障害者が治療を受けるにあたって、その人権を擁護するために設けられたものであり、指定医資格認定及び更新の条件として精神保健指定医研修会の受講が義務付けられている。

研修内容及び研修時間は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の6の4に規定されており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、精神保健福祉行政概論、精神障害者の医療に関する法令及び実務、精神障害者の人権に関する法令、精神医療、精神障害者の社会復帰及び精神障害者福祉、精神障害者の医療に関する事例研究等が研修科目として定められている。

新規申請のための研修会 3日間（年1回）

第24回 平成30年9月3日（月）～9月5日会場：第一ホテル東京 （206名）

更新申請のための研修会 1日間（年4回）

第131回（東京）平成30年7月26日（木）会場：京王プラザホテル （344名）

第132回（大阪）平成30年10月31日（水）会場：シェラトン都ホテル大阪 （444名）

第133回（福岡）平成30年11月22日（木）会場：ホテル日航福岡 （430名）

第134回（東京）平成31年2月1日（金）会場：ホテルグランドパレス （342名）

（対象者等）

新規申請のための研修会

医師経験 5 年（内、精神科 3 年）以上で、精神保健指定医取得を目指す精神科医師
更新申請のための研修会

すでに精神保健指定医であり、指定医の証の有効期限が平成 30 年 3 月 31 日である精神保健指定医

ウ．精神保健判定医等養成研修

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健判定医等養成研修は、平成 18 年度より厚生労働省から委託を受けて実施し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者に手厚い専門的な医療を実施するため精神保健判定医等を養成することにより、犯罪を起こしてしまった精神障害者の社会復帰を目標として、多数の関係者の協力のもとに事業を進めることにより、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。

初回研修

第 1 回 平成 30 年 6 月 27 日（水）～6 月 29 日（金）

会場：TKP ガーデンシティプレミアム博多駅前

受講者 判定医：8 名 参与員：11 名

第 2 回 平成 30 年 7 月 25 日（水）～7 月 27 日（金）

会場：第一ホテル東京シーフォート

受講者 判定医：19 名 参与員：27 名

第 3 回 平成 30 年 8 月 9 日（木）～8 月 11 日（土）

会場：アルカディア市ヶ谷

受講者 判定医：25 名 参与員：19 名

継続研修

第 1 回 平成 30 年 6 月 29 日（金） 会場：TKP ガーデンシティプレミアム博多駅前

受講者 判定医：9 名 参与員：17 名

第 2 回 平成 30 年 7 月 27 日（金） 会場：第一ホテル東京シーフォート

受講者 判定医：15 名 参与員：26 名

第 3 回 平成 30 年 8 月 11 日（土） 会場：アルカディア市ヶ谷

受講者 判定医：43 名 参与員：62 名

（対象者等）

医師・精神保健福祉士等

エ．通信教育研修

精神科医療の発展充実、精神科看護の質の向上及び看護従事者の育成や指導者養成を

目的に通信教育を実施している。看護従事者が専門的知識を習得し、不特定多数の者の利益の増進に寄与する。

第4回 MCW コース 1 年間：4 月～翌年 3 月（スクーリング 3 日間）

第4回 STANDARD コース 1 年間：4 月～翌年 3 月（スクーリング 1 日間）

第4回 SENIOR コース 1 年間：6 月～翌年 5 月（スクーリング前後期各 3 日間）

第4回 LEADERSHIP コース 1 年間：7 月～翌年 6 月（スクーリング前後期各 3 日間）

第18回・19回フォローアップ研修（LEADERSHIP コーススクーリング同時開催）

（対象者等）

M C W コース：71 名

STANDARD コース：334 名

SENIOR コース：153 名

LEADERSHIP コース：62 名

フォローアップ研修：第18回：16 名、第19回：2 名

（指導者養成コース/リーダーシップコース修了者対象）

C) 日本精神科医学会職種認定制度事業

医学会正会員または準会員の技能判定及び面接を行い、その技能・見識を審査し、期待する水準に達したものを「職種認定制度資格」として認定を行う。

ア.「日本精神科医学会精神科臨床専門医」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下 医療保健機関等）に勤務する常勤精神科医師について、各医療保健機関等における医師の役割認識や素養を高め、各医療保健機関等に実務する医師としての総合的な見識の獲得を図ることにより、各医療保健機関等において提供する医療サービスを向上させる一助とする。

このため、技能判定および一定の講習を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会精神科臨床専門医」として、その技能・見識を認証する。

【新規】

（認定審査実施状況）

平成30年10月4日 会場：ホテルメトロポリタン長野

平成31年3月7日 会場：日精協会館

（認定状況）

申請者：2名

認定者：2名

イ.「日本精神科医学会認知症臨床専門医」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設（以下 医療保健機関）に勤務する精神科医師に対し、認知症疾患の正しい理解と診断・治療技術の向上を図るものである。我が国の認知症対策の専門医療機関のリーダーとして患者、家族への治療ならびに指導を行うとともに、かかりつけ医やサポート医に対しては助言を行い、介護・福祉サービス等との連携を強化するものである。認知症に対する良質で安全な医療サービスが提供できる高い技能と見識を有する専門家であることを認証する。

一次審査（書類審査・ケースレポート審査）と二次審査（ケースレポートに関する面接審査）を実施した。期待する水準に達した精神科医を「日本精神科医学会認知症臨床専門医」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付した。なお、日精協ホームページに認定者を公示している。以下、今年度の申請経過並びに結果を記す。

【認知症臨床専門医 新規申請】

1) 新規申請者 45 名

2) 一次審査結果（書類審査・ケースレポート審査）

平成 31 年 8 月 3 日 会場：日精協会館 レポート審査

平成 31 年 9 月 7 日 会場：日精協会館 レポート審査

合 格：42 名

不合格：1 名

保 留：2 名

3) 二次審査実施状況（ケースレポートに関する面接審査）

平成 30 年 10 月 12 日 会場：日精協会館 11 名

平成 30 年 11 月 2 日 会場：日精協会館 16 名

平成 30 年 12 月 14 日 会場：日精協会館 15 名

計 42 名

（一次合格者からの辞退者：1 名 保留者の不合格：1 名 保留者の面接：1 名）

4) 新規申請認定者判定（最終）

平成 30 年 12 月 14 日 判定会議 会場：日精協会館

認定者：42 名（不合格：2 名、辞退者：1 名）

【認知症臨床専門医 更新申請】

1) 更新申請者：20 名

平成 31 年 1 月 25 日 会場：日精協会館 レポート審査

認定者：18 名

保留者：2名（レポート再提出等）

2) 更新申請者認定者判定（最終）

平成30年3月8日 判定会議 会場：日精協会館

認定者：20名（保留者2名の再判定含む）

【認知症臨床専門医 まとめ】

1) 平成30年度 新規認定者：42名

2) 平成30年度 更新認定者：20名

3) 平成31年3月31日現在 認知症臨床専門医：353名（総数）

ウ.「日本精神科医学会認定看護師」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設（以下 医療保健機関）に勤務する看護師について、その看護師の役割認識や素養を高め、各医療保健機関に実務する看護師としての総合的な見識の獲得を図ることにより、提供する医療サービスを向上させるため、技能判定および面接等を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定看護師」として、その技能・見識を認証する。

認定審査は、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試験・筆記試験・面接審査）を実施した。期待する水準に達した看護師を「日本精神科医学会認定看護師」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者を公示した。

【新規】

（認定審査実施状況）

実施日：平成31年1月24日（木）～25日（金）

会場：日精協会館

受験者：48名

（認定状況）

平成30年度（第10回）

申請者：49名

認定者：39名

不合格者：10名

（平成21～30年度までの認定総数522名）

【更新】

（認定状況）

平成30年度（更新第5回）

申請者：31名

認 定 者：31名

不合格者：なし

エ.「日本精神科医学会認知症認定看護師」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設等（以下 医療保健機関等）に勤務する常勤看護師であり、主に認知症疾患の看護において、認知症の医学的知識を正しく理解し、早期から人生の最終段階に至るまでの長い認知症の経過に対し、患者、家族を含めた全人的な看護が求められている。介護・福祉サービス等との連携を強化し、認知症に対する良質で安全な看護サービスの提供と高い技術と見識を有する専門看護師であることを認証する。認定審査は、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試験・筆記試験・面接審査）を実施した。期待する水準に達した看護師を「日本精神科医学会認知症認定看護師」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者を公示した。

【新規】

（認定審査実施状況）

＜福岡会場＞

実 施 日：平成 31 年 1 月 17 日（木）

会 場：リファレンス駅東ビル（福岡県）

受 験 者：29 名

＜東京会場＞

実 施 日：平成 31 年 2 月 21 日（木）～22 日（金）

会 場：日精協会館（東京都）

受 験 者：49 名

※二次審査免除者 28 名

（認定状況）

平成 30 年度（第 3 回）

申 請 者：107 名

認 定 者：96 名

不合格者：11 名

（平成 28～30 年度までの認定総数 347 名）

オ.「日本精神科医学会認定栄養士」認定審査

精神科病院その他精神疾患を有する者の医療施設及び保健福祉施設（以下 医療保健機関）に勤務する管理栄養士について、その管理栄養士の役割認識や素養を高め、各医療保健機関に実務する管理栄養士としての総合的な見識の獲得を図ることにより、提供

する医療サービスを向上させるため、技能判定および面接等を行い、期待する水準に達したものを「日本精神科医学会認定栄養士」として、その技能・見識を認証する。

認定審査は、一次審査（書類審査）と二次審査（小論文試験・筆記試験・面接審査）を実施した。期待する水準に達した管理栄養士を「日本精神科医学会認定栄養士」として認定し、認定証書ならびに認定バッジを交付し、日精協ホームページに認定者を公示した。

【新規】

（認定審査実施状況）

実 施 日：平成 30 年 8 月 27 日

会 場：日精協会館

受 験 者：24 名

（認定状況）

平成 30 年度（第 9 回）

申 請 者：26 名

認 定 者：21 名

不合格者：5 名

（平成 22～30 年度までの認定総数 296 名）

【更新】

（認定状況）

平成 30 年度（更新第 4 回）

申 請 者：26 名

認 定 者：24 名

不合格者：2 名

（平成 27～30 年度の認定総数 119 名）

D) 外国人技能実習生の受入れに関する事業

我が国で培われた技能、技術、又は知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国地域等の経済発展等を担う人づくりに寄与することを目的とする外国人技能実習制度を活用し、次年度に技能実習生（介護・看護補助者）を受け入れることについて準備を行った。

E) 無料職業紹介事業

実績無し。

〔3〕精神保健医療福祉に関する普及及び啓発事業

(1) 趣旨（目的）

未だ多くの精神疾患に関する偏見があるため、精神疾患を有する者や精神科医療従事者に対する理解を求め、精神保健医療福祉に関して雑誌の発行やホームページでの正しい情報提供をしている。また地域の精神医療のみならず、精神保健福祉活動にも積極的に参加するなど常に精神疾患を有する者の医療、福祉ならびに保護を行い、精神科病院および精神疾患を有する者への理解を求め、ひいては国民一般に対して精神保健医療福祉に関する正しい情報を提供し、偏見を払拭することにより、不特定多数の者の利益に寄与する。

(2) 事業概要

A) 日本精神科病院協会雑誌の発行

民間精神科病院の立場を基盤に置きながら精神科医療・保健・福祉全般にかかわる問題、重要な制度改革、会員病院の実務に役立つ情報、国民への啓発に関する情報などをタイムリーに取り上げ、情報発信を行った。

B) 精神保健医療福祉情報の提供

精神疾患等を事件や事故と関連付け、マイナスの側面でしか伝えられていない国民の多くに、「精神病や精神障害はすべて危険」といった誤解が生じている。精神科疾患や精神科医療に対する無理解や差別偏見を払拭するべく、精神疾患・精神障害・精神科医療などに対する正しい知識を理解、共有してもらえよう情報を発していく。

また現代の職場における「心の問題」は自殺やうつ病などを引き起こし、無視できない状況となっていることから、精神科領域の問題に関わる産業医と精神科医の連携などのメンタルヘルス対策を検討し、患者の周囲の方に留まらず多くの国民に疾患への関心・理解をしていただくため普及啓発を行う。

平成 30 年度に下記刊行物を発刊した。

- 1) 日本精神科病院協会雑誌 2018 Vol. 37 No. 4～12、2019 Vol. 38 No. 1～3
- 2) 日本精神科病院協会会員名簿（平成 30 年 7 月 1 日調査）
- 3) 平成 29 年度日精協医療経済実態調査報告（平成 30 年 6 月）
- 4) 平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（テーマ番号 14）「循環型の仕組みにむけた円滑な退院・退所や在宅復帰支援の推進に関する調査研究事業」報告書・小冊子

C) 医療安全と質の向上に関する事業

ア. 精神科医療の質の向上と正当な精神科医療が行われる環境づくり

精神科医療の質の向上と正当な精神科医療が行われる環境づくりを行う。そのため医

療事故に関する情報を収集し、医療安全に関する情報を周知することにより、医療事故の防止を通して精神科医療の質の向上を図る。精神科病院での事故発生時に相談・援助等を実施し、紛争の発生を未然に防ぐと共に早期解決を図る。

- 1) 事故報告書 426 件について医療事故の分析を行い原因究明、再発防止、責任の有無、紛争中の事案に対しては解決策などを検討し委員会見解として担当委員より当該病院に報告、指導を行った。
- 2) 一般からの質問、会員病院からの質問に対して審議し、文書で回答した。
会員病院からの質問（6 件）

イ．医療事故調査制度への対応

医療法に規定されている医療事故調査制度の医療事故調査等支援団体として、医療事故の判断に関する相談や調査手法に関する相談・助言等の支援活動を実施した。

- 1) 平成 30 年度の医療事故調査・支援センター報告相談件数は、13 件であった。
- 2) 当協会・会員病院への外部委員の推薦 3 件を行った。
- 3) 他団体への専門委員等への参加を行った。
- 4) 医療事故調査制度支援団体として、他団体との打ち合わせ会議で支援内容に関わる問題点などについて、意見交換を行った。
- 5) 支援団体としての支援方法や活動内容について検討を行った。

D) (公社) 日本精神保健福祉連盟精神保健福祉全国大会等への助成

精神保健福祉の普及啓発のため精神保健福祉全国大会を行っている公益社団法人日本精神保健福祉連盟に対し、協会施設の無償貸与や精神保健福祉全国大会等への助成を行った。

〔４〕災害時における精神保健医療福祉に関する支援事業

(1) 趣旨（目的）

災害時における精神医療体制の確保と被災病院の援助・支援および避難者等に対する「こころのケア」などの即時対応は重要な案件である。今後も来るべき災害に備えて、有事に対するネットワークの構築や災害時対応の強化を行うことや、有事の際に被災精神科病院に対する支援を行うことにより、被災地での精神保健医療福祉の一時的な消失を防ぎ、不特定多数の者の利益に寄与する。

(2) 事業概要

A) 被災精神科病院に対する支援事業

有事の際に被災精神科病院に対して、人員・物資・ノウハウ等の支援を行うため、実施体制等について検討を行った。平成 30 年度 7 月豪雨に際しては、岡山県・広島県において、被災会員病院に対して支部・災害時支援中心病院をつうじて支援物資の提供を行った。

B) 災害時の対応力向上に関する事業

ア．災害時支援中心病院の設置推進

今後來るべき災害に備えて災害時支援体制を組織的に構築し、災害時の支援ネットワークとして各県に「災害時支援中心病院」を 94 病院指定した。災害時支援中心病院の具備条件は下記の通りである。

・災害時支援中心病院の具備条件

1. 津波・洪水・土砂災害・原発近隣などの被害予想地区ではない立地であること。
2. 病院建物が耐震であること。
3. 支援物資を一時集積できる空間（体育館など）を有すること。
4. 既に登録済みの DPAT あるいは今後に養成する DPAT を 1 チーム擁すること。

イ．災害対応担当者ネットワークの構築

都道府県毎に会員病院より災害時の連絡担当者を選任し、支部・災害時支援中心病院を中心とするネットワークに登録を行った。災害発生時には会員病院の災害対応担当者より被災状況を支部・災害時支援中心病院に報告を行う。

C) DPAT（災害派遣精神医療チーム）事務局事業（厚生労働省公募事業）

DPAT は発災後急性期から増大する精神科医療ニーズに対応するとともに、地域における体制が整うまでの間、地域精神保健活動への支援が求められる。このため、DPAT には全国の精神科医療資源を統合し、他の災害医療・保健体制と連携しながら効果的に活動

していくことが求められる。日本精神科病院協会では、平成 27 年度よりオールジャパンの精神科医療・保健連携体制の中核となる「DPAT 事務局」を設置している。

事業報告附属明細書

事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書、事業報告の内容を補足する事項が存在しないので作成しない。

